2　法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二　銀行業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三　紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務等関連紛争の当事者に通知すること。

四　銀行業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第三十四条の七十七　指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行業関係業者の商号

二　［略］

三　次項第七号に掲げる場合　銀行業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該銀行業関係業者の商号

四　［略］

2　法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

［一～六　略］

七　銀行業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八　［略］

九　加入銀行業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3　［略］

（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六の三　略］

六の四　電子決済等取扱業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

六の五～六の七　［略］

［七～二十七　略］

二十八　特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第七項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

2　［同上］

一　紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二　銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三　紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四　銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（届出事項）

第三十四条の七十七　［同上］

一　法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合　手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行の商号

二　［同上］

三　次項第七号に掲げる場合　銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該銀行の商号

四　［同上］

2　［同上］

［一～六　同上］

七　銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八　［同上］

九　加入銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3　［同上］

（届出事項）

第三十五条　［同上］

［一～六の三　同上］

［号を加える。］

六の四～六の六　［同上］

［七～二十七　同上］

二十八　特定取引勘定設置銀行又は特定取引勘定届出外国銀行支店において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第六項第一号に定める書面に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）